



OBA MJ 連載

Vol.2 行政連携



池田市のイメージキャラクター
「ふくまるファミリー」

弁護士を一般任期付短時間勤務職員として採用し、滞納整理業務に対応

～大阪弁護士会行政連携推進プロジェクトチームとの連携～

池田市 総務部 納税課 課長 元平 修治

弁護士の特定任期付職員としての採用が増える中、池田市では一般任期付短時間勤務職員としての採用を全国で初めて行い、滞納整理だけでなく、滞納者への極め細やかな相談対応を可能に。

増え続ける滞納額

景気の低迷が続く中、池田市における税収入は、平成9年度の195億円をピークとして、21、22年度では160億円と35億円の減収となっており、23年度は160億円を割るかもしれない大変厳しい状況下にあります。

税収減の裏側には、滞納税額の増嵩が隠れており、平成22年度までの滞納税額は14億円を超え、実に年間税収の9%に相当する額となっています。

“税収をいかに増やすか”ということが大命題ですが、自然増は期待し難い状況です。そのため、滞納整理が喫緊の課題となっています。

また、税の滞納者は国民健康保険料や保育所保育料をも滞納している場合が多いため、税だけでなく公債権としての滞納整理業務の強化を図らなければならなくなっています。

既に平成21年度から債権回収センターという課を設置し、22年度からはコールセンターを民間委託により設置することで成果は出ているものの、滞納額の増嵩をストップさせるまでには至っていません。

そこで考えたのが今回の弁護士の採用です。しかも特定任期付ではなく、一般任期付短時間勤務での採用はできないものかということでした。

なぜ一般任期付なのか

一般任期付短時間勤務職員の弁護士を採用したい大きな理由は二つありました。

一つは、それは弁護士に拘った理由ですが、滞納整理業務とはいえ、一番大事なのは市民の生活であり、市民サービスの向上であるからです。たとえば、納めたくとも納めることが難しい方でも、それぞれの事情は異なるので、民事的な要素を多分に含むケースであっても、法の専門家である弁護士であれば、市民により安心感を与えるとともに、的確なアドバイスができるであろうと考えたからです。

二つ目は、本市では行財政改革を大きな課題の一つと掲げているため、正規職員の定数としてカウントされる特定任期付での採用は見送られるであろうし、そうかといって本来業務に従事させることは好ましくないとされる非常勤職員では、徴税吏員証を交付できないということがありました。そのため、どうしても一般任期付短時間勤務職員としての採用しか道がなかったからです。

副会長に直談判

「大阪弁護士会が他市と研究会を行っている。本市でも研究会の立ち上げはできないか」と、研究会を聴講した人事課職員から相談がありました。しかし、私



の返事は「研究会というよりも一般任期付短時間勤務職員としての弁護士採用は無理なのか」。私の頭の中には研究会はありませんでした。

その後、同職員は、平成23年7月25日に開催された大阪弁護士会主催の「地方公務員のための債権管理・回収実務マニュアル」出版報告会に出席し、その場で大阪弁護士会の松本岳副会長に“一般任期付短時間勤務職員”としての弁護士採用について投げかけただけでなく、松本副会長と私が会える日を段取りしてくれたのでした。

そして、約束の8月8日に研究会も聴講したうえで、私は同職員と「一般任期付短時間勤務職員としての採用」について大阪弁護士会の意向を確認すべく、松本副会長を訪ねたのでした。

実は、大阪弁護士会では平成23年4月に行政連携推進プロジェクトチームを設置されており、地方自治体との連携を深めることで、社会的弱者救済のための施策に実効的に取り組むことを可能とされていました。訪問した松本副会長は、このプロジェクトチームの座長でもあり、今回の大阪弁護士会との連携はこのプロジェクトチームの活動の一環でした。

プロジェクトチームとしては大変前向きに耳を傾けてくださいました。「報酬や勤務体系もさることながら、資格を取得しても働く場のない若手弁護士を長年にわたり職員として雇用するといったことであれば弁護士会としてもメリットがある」とのことであり、本市として採用可能な様々な勤務形態を想定した募集要項的なものを作成し、提示することを約し、その場を辞したのでした。

協議・工夫いろいろ

その後、プロジェクトチームの弁護士と協議を重ねながら、本市人事課とも調整を続けました。本当に非常勤並みの待遇が妥当なのか？ 手当は？ 休暇は？ 交通費は？ 弁護士会にとってのメリットはもうないのか？ 等々、人事課と何度も調整を重ね、9月に入ってやっと募集要項の下地をまとめることができました。

弁護士会からの「週4日勤務での月給制ではなく、勤務形態も極力弁護士活動の妨げにならない午前中とかであれば、弁護士事務所も送り出しやすいのでは

ないか」というアドバイスを参考に、基本ラインは週2日くらいの午前中勤務で、あとはケースバイケース、本人のスケジュールに合わせた柔軟な対応を行うこととし、より勤務しやすいように、週1日から週4日まで、また、勤務時間も1日2時間からの設定を認めた6つのケースを例示し、さらには、いざ採用となつてからも裁判等日程調整が必要なときは、その都度臨機応変な対応を可能なものとし、加えて、時間延長はなし、持ち帰り仕事もなしとしました。

そして、報酬については、非常勤職員ではなく、任期付職員なので、期末勤勉手当や地域手当といったものも支給できるため、週4日勤務で最大年収は323万円ほどになる体系を構築するまでに至りました。

また、週4日まるまる勤務で一人の採用を想定していたのなら、週2日の午前中勤務を基本とするのであれば、3人くらいは採用できないかという申し出もあり、本市としても日をあけずに弁護士がいる形が望ましく、合意したのでした。

それから、採用試験の日程については、「近畿圏の司法修習生は11月17日までしか近畿圏にいない」ということから、その修習日程にあわせたものとなりました。

新聞紙上においても、法曹養成システムの改革により、弁護士総数を増やしたこともあり、なかなか弁護士としての就職も難しいといったこともあり、その点を考慮し、4月の採用時には弁護士登録を必ずしていることを前提として、受験時は司法修習生も可としました。説明会、受験者の顔ぶれを見ると、これは正解であったと自負しています。事実、採用予定者の2人のうち1人は司法修習生でした。

また、採用される弁護士には正式なものではありませんが、通称として“徴収専門監”という名称の使用を認めることとしました。

さらに、事前説明会の開催や補欠合格の設定といったアドバイスもいただき、取り入れました。説明会は大阪弁護士会との共催で開催することになりました。

事前説明会を開催

事前説明会の開催案内については、京都、兵庫県、奈良、滋賀、和歌山といった近隣弁護士会にも会員への通知を依頼しました。また、本市だけでなく日弁連のホームページにも掲載し、さらには、日刊紙

へも掲載をいただくとともに、大阪弁護士会からは司法修習生に対し説明会の案内を配布していただきました。

説明会は、平成23年10月17日(月)午後6時30分から7時30分まで、大阪弁護士会館で行い、16人(男12人・女4人、弁護士7人・司法修習生8人・その他1人)の参加があり、年齢構成は、20代7人、30代前半5人、30代後半3人、40代1人でした。

説明会では、職務内容、勤務体系等の勤務条件、選考方法、服務規定や法令及び上司の命令に従う義務、守秘義務、信用失墜行為の禁止といった公務員としての誓約事項についてはもちろんのこと、人口、面積、位置、本市の成り立ちなど、本市そのものについてのPR活動も行いました。

同時に行ったアンケート(末尾掲載)では、「説明は分かりやすかった」、「説明は期待に沿うものであった」という回答が大半であり、好評でした。

論文と面接で選考

採用試験は、論文及び面接としました。論文は、試験申込時の提出とし、1200字以内で、テーマは「滞納対策業務を通じて行う地域社会への貢献について」でした。採点は専門の企業に依頼しました。面接は、総務部次長(税務関係の担当)、納税課長、債権回収センター所長、人事課職員の4人が行いました。

可否の判定は面接を重視し、論文も面接もいずれも点数化のうえ、その合計点で行いました。

3人以内という募集に対して、辞退者もあり、最終的には7人(男5人・女2人、弁護士2人・司法修習生5人)が受験してくれました。

最終合格者は2人(弁護士1人・司法修習生1人)、補欠合格者として2人(司法修習生2人)という結果でした。

弁護士に対する期待

法律の専門家である弁護士による相談対応というのは、市民に最も安心感を持っていただけるものだと思います。そして、「弁護士」という肩書きを最大限活かした滞納整理業務の遂行や、これまでの

経験の中で培われた債権回収への考え方、実務を存分に活かしていただくことで、14億円を超える滞納額を大きく切り崩したいと考えています。

そして、行政職員では気づかないサービスの見直しを行うとともに、広く気づいた点を提言していただきたいと思います。

さらには、職務内容は、公債権に係る滞納対策業務としていますが、一職員であるのだから、公債権に限らず、今後の私債権処理についても提言をいただければと思います。

環境が異なる市役所の空気には、大きなギャップを感じられることと思います。また、電話や直接市民と話す中で市民の赤裸々な実態を感じてもらえるものと思います。そういった中での債権回収への取り組みによってスキルアップを図っていただき、今後の弁護士活動に役立てていただければと思います。

一方、市役所職員にとっても、新たな空気を吹き込んでいただくことで、きっと本市の活性化につながるものと確信しています。

採用事務を振り返って

本当にうまく事が運んだものだというのが本音ですが、今回、採用にまで至ったのは、大阪弁護士会の協力があればこそでした。本当に熱心に徹頭徹尾ご指導、ご協力をいただきました。心から感謝申し上げます。

また、本当にタイミングよく大阪弁護士会が平成23年4月に行政連携推進プロジェクトチームを立ち上げておられたものであり、投げかけをいただかなければ、きっと「特定任期付」としての弁護士採用ならいざ知らず、一般任期付短時間勤務職員としての採用はあきらめていたと思います。

しかし、もう一つの本音は、本当に受験者がいるのだろうかというものでした。いざ蓋を開ければ16人の説明会への参加があり、7人が受験してくれました。とても有難く思っています。

今回、一般任期付短時間勤務職員としての弁護士採用は全国でも初めてのことであり、4月からのスタートを前に、近隣市だけでなく、東京の自治体からも問い合わせをいただき、全国的にも注目いただいているのを感じています。今後は、大阪弁護士会としっかり



と連携しながらいい制度として築き上げていきたいと考えていますし、広く他の自治体でも取り入れていたできるように取り組んでいきたいと思っております。そのためにも、採用する弁護士も納得のいくものと思いたいと考えています。

そして延いては「弁護士だ」「市役所だ」といった

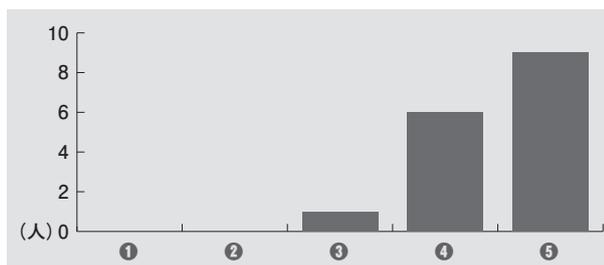
線引きはせずに、社会正義を根本とする弁護士も、住民福祉をめざす市職員も、要は人のために働いており、社会への貢献をモットーとする点では違いのないのですから、今後も連携を深め、総合的に市民を見守るような体制を築くことをめざしたいと思っています。

池田市一般任期付短時間勤務職員採用説明会アンケート結果(H23.10.17)

※参加者16人(男12、女4)全員提出。

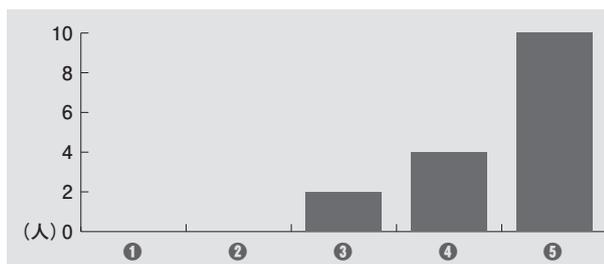
問1. 説明はわかりやすかった

項目	回答人数
① そう思わない	0
② あまり思わない	0
③ どちらとも言えない	1
④ ややそう思う	6
⑤ そう思う	9



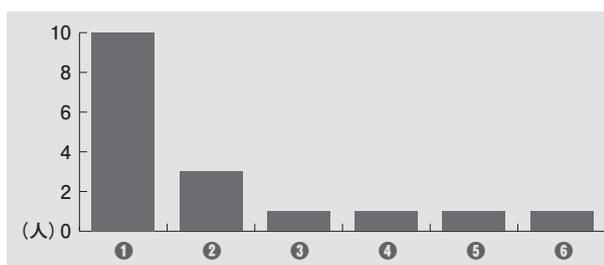
問2. 説明会は期待に沿うものだった

項目	回答人数
① そう思わない	0
② あまり思わない	0
③ どちらとも言えない	2
④ ややそう思う	4
⑤ そう思う	10



問3. 今回の説明会をどこでお知りになりましたか

項目	回答人数
① 大阪弁護士会配布のチラシ	10
② 日弁連ホームページ	3
③ 大阪弁護士会ホームページ	1
④ 池田市ホームページ	1
⑤ 弁護士会の修習生担当者からのメール	1
⑥ 事務所の他の弁護士から聞いた	1



問4. 感想・意見・改善点など

- とてもわかりやすかったです。
- 修習生への告知期間が若干短かった。
- 説明がわかりやすかったです。ありがとうございました。
- 分かりやすい説明でした。ありがとうございました。
- 特になし。十分に分かりやすいものだった。
- ご丁寧に説明いただきありがとうございました。
- 本日はご説明いただきありがとうございました。応募期間の少し前に説明会があればなおよいと思いました。
- 組織構成や具体的な業務内容に関する詳しい説明が欲しかった(質疑応答の前に)。
- 観光ガイドブックやMAP等の配布物があり、池田市のことを知る事ができました。
- 実際に、日々利用されている書式などを見せていただくと現場のイメージが湧いて分かりやすかったと思います。